

議案第13号

業務方法書の変更について

公立大学法人青森公立大学業務方法書を別紙のとおり変更する。

業務方法書の変更について

1 趣旨

平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律に伴う地方独立行政法人法の一部改正により、設立団体が地方独立行政法人の役員の当該法人に対する損害賠償責任額について条例で定めている場合は、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として免除する旨を業務方法書で定めることができることとなった。

このたび、設立団体である青森市において、役員の法人に対する損害を賠償する責任を負う額から控除する額を定めた条例を制定することとなったため、業務方法書の変更を行うものである。

2 変更内容

①新たに第6章として「役員の損害賠償責任」を設ける。

②役員の損害賠償責任（第35条）を追加

役員は、その任務を怠ったときは、法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

③役員の責任の一部免除（第36条）を追加

法人は、前条の役員の損害賠償責任について、法第19条の2第4項に定める要件に該当する場合には、青森市長の承認によって、賠償責任額から公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例（令和3年条例第〇号）第2条で定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

3 施行日等

青森市長の認可の日から施行し、令和3年4月1日から適用

公立大学法人青森公立大学業務方法書 新旧対照表

改正後	改正前
公立大学法人青森公立大学業務方法書 ～略～ <u>第6章 役員の損害賠償責任</u> <u>(役員の損害賠償責任)</u> <u>第35条 役員は、その任務を怠ったときは、法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</u> <u>(役員の責任の一部免除)</u> <u>第36条 法人は、前条の役員の損害賠償責任について、法第19条の2第4項に定める要件に該当する場合には、青森市長の承認によって、賠償責任額から公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例（令和3年条例第〇号）第2条で定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</u> 第7章 雜則 (その他) 第37条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。 ～略～ 附 則 この業務方法書は、青森市長の認可の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。	公立大学法人青森公立大学業務方法書 ～略～
	第6章 雜則 (その他)
	第35条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。
	～略～